

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年10月20日
- 2 開会年月日、時間 令和5年10月30日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 9名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 なし
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 裨津 貴子
- 9 会議の附議事項
議案 第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第20号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第9号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より10月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8番牧けい子委員、9番関口実夫委員の両名にお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、14番金井委員より説明願います。

14番金井委員：地図は1ページをご覧ください。

譲受人は神奈川県の方で辻恵美さん、譲受人が山王島の小島進さんで、この両名は隣組の関係で畑を借りることといたしました。

詳細については遠方にお住まいのため、なかなか小布施に来て農業を行うことが困難な状況です。隣組の小島さんに耕作してくれないかとお願いしたところ気持ちよく引き受け下さるとのこと。現在、更地ですが来年栗を植える予定です。労力は本人1人で全部栗の栽培をしています。農地までは歩いて数分のところにあります。

農機具等について乗用トラクター1台、軽トラック1台、SS1台、草刈り機1台を所有しています。現在も栗を栽培している為、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願います。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は2ページをご覧ください。地図の2ページをご覧ください。申請地は深沢川橋交差点から東南の区域内で中野市の境近くになります。

譲渡人と譲受人はともに中野市にお住まいの方で親族になります。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、耕作ができないため、親族で農家である譲受人に所有権を移転させたいとのこと。

譲受人は長年中野市でブドウ農家を営んでおり、小布施町内には田2713㎡を所有、中野市には2966㎡畑を所有しています。

労力は本人と妻の2名で、常時雇用者1名を増員の予定です。自宅から申請地までの距離は2キロで車で5分程度です。農機具についてはSS1台・軽トラ2台・耕耘機1台を所有しています。申請地はリンゴを栽培しており今後も果樹栽培を継続していく意向であります。申請者の農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意

される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局：地図は3ページをご覧ください。申請地は桃源荘から西南に向かう道路と南志賀公園線を横断した先、飯田自治会の近くになります。譲渡人は林の方。譲受人は長野市にお住まいの方で両者は遠い親戚です。譲受人は申請地を24年ほど借りて耕作をしていましたが、経営拡大のため借りていた農地を購入したいと譲渡人に申出があり売買ということで話がまとまったものです。

譲受人は長野市に農地を所有し野菜を栽培しています。労力は本人と妻2名で約40年の経験があります。長野市の自宅から申請地までは車で10分程度です。所有する農機具は耕運機1台、動力噴霧器1台、ビーパー1台、小型貨物車1台を所有しています。

申請地は今までと同様、野菜の作付を行う計画であり、農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。4番平松委員

—質問—

4番平松委員：譲受人の年齢が86歳ですが、高齢の方なので後継者のような方はいるのか。

事務局：後継者については確認しておりません。元々申請地を借りていましたが、きちんとした契約状況ではなかったためこの度、正式な契約をしたいと協議した結果、経営拡大の意向もありこのたび所有権の移転という申請になったとお聞きしています。

議長：私もこの申請地の前を通った際、大豆畑を毎年綺麗に管理をしてる印象を受ける畑だと思い見えています。

議長：そんなに大きな質問が無いようですので番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号3は許可とします。続いて、番号4について、12番桐原委員より説明願います。

12番桐原委員：地図は4ページをご覧ください。クリーンピア千曲から南側に申請地がございます。譲渡人の根岸忠彦さんは大島の方で、譲受人の根岸秀行さんが現在中町に住んでおり、この関係は親子になります。経営移譲という形でお父さんから息子さん

へなるということで、秀行さんは農業を始めて今年で4年目、今中町にお住まいですが、将来的に大島へ行くと同っている。労力の関係でございますが、本人と奥さん、あと両親と4人。

農機具の関係につきましてはSSが1台、トラクターが1台、車が2台、高所作業車1台、乗用草刈機が1台。農地までは10分程度で今住んでいるところから行けるということでございます。

お話しただくところによりますと、問題はないように思われますのでご審議の方お願いしたいと思います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号4号は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号4は許可とします。続いて、番号4について、10番浅岡委員より説明願います。

10番浅岡委員：譲受人は、押羽の方で息子さんが今回の申請した都住駅の北側のブドウ園の道西に押羽の実家とは別に新築した一戸建てを建てまして、そこに息子さん夫婦が住んでおります。

申請者は父親ですが、押羽でも大きく農家をされているお宅で、農業に大変熱意のある息子さんが、将来に向かってぜひ農業を真剣にやってみたいと町内で研修を受けつつ、実家で既に所有している畑を含めて将来を見て更に規模拡大をしたいということであり、息子さんの新築した家の東にあります。ブドウ園を譲渡人とお話をする中で、賃借権を設定したとお聞きしております。

軽トラとトラクター等。農業に必要な農機具が全て揃っている状態です。本人は30歳若干過ぎたぐらいの方で、事業自体は夫婦と押羽実家ご両親も加わり農業展望と農業経営、将来を見た息子さんの規模拡大を含めた営農計画の中で今回申請となったとお聞きしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

桐原委員：これビニールハウスがかかっている畑だったか。

10番浅岡委員：はい。ブドウ畑のハウス施設のところで、ハウスを利用して耕作するかまでは伺っていない。

議長：質問よろしいでしょうか。質問が無ければ番号5号は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 5 は許可とします。次に、議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号の東側、中野市との境付近にあります。貸付人は雁田の方、借受人は中野市の方です。

令和 2 年 11 月 1 日より 3 年間の前借受人と賃貸借契約を結んでいましたが、前借受人から契約満了併せて契約の終了の申出がありました。貸付人は町内で耕作を経験のある中野市の方を新たな借受人とし申請をしております。契約期間は令和 5 年 12 月 1 日から 1 年間で予定しており、耕作状況で次回更新時に期間延長を考えているのとこと。

申請地は水田であり、今後も引き続き米を栽培する計画となっています。よって、計画決定の後に耕作者、作付け状況等に何ら変更は生じませんので、特に問題が起きることもないものと考えます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。次に番号 2 番について事務局より説明を願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地はくだもの街道沿い真引橋手前西側の所になります。貸付人は雁田の方、借受人は中野市の方です。

令和 2 年 12 月 1 日より 3 年間の賃貸借契約をしていますが、11 月 30 日で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様に米の栽培を続ける計画です。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2は決定とします。次に番号3および番号4について関連していますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：地図は6ページをご覧ください。申請地はくだもの街道沿い真引橋手前西側の所になります。

この案件は農地中間管理事業の集積一括方式によるもので、ご覧のとおり公益財団法人長野県農業開発公社が間に入っています。貸付人・借受人はともに中野市の方です。平成30年4月27日より5年9カ月間の賃貸借契約をしていますが、12月31日で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様で花とプラムの栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3および番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3および番号4は決定とします。

議長：次に、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は7ページをご覧ください。該当地は豊野南志賀公園線と県道343号線交差点北側にあります。

転用面積は合計54.9㎡です。2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

土地全体に対する施設の配置については資料1をご覧ください。畑全体に対して転用する部分は四角く囲ってある部分です。建築物は販売用小屋と保管倉庫の2件で、令和4年9月設置されておりましたが、届出がない状況でした。今回議案第19号でお諮りした第3条許可申請書の提出に併せて後追いとなりましたがこのような届出となったものです。

議長：質問等ございましたらお願いします。

議長：これ届出が遅れたということですが知らなかったのか。

12番桐原委員：昨年から販売していたと思う。昨年松本にバスで行くとき見かけたが

届出無かったため誰のものか分からなかった経緯がある。

事務局：届出がなかった際、この第3条で見ていただいた辻さんから借りていた状況でした。そこに設置をされていたんですが、相続の関係の届出がありましたのでその際に、事務局も建っていることを把握しておったので、きちんと申請して頂くよう申し上げて、今回後追いとなりましたが、このような形で転用の書類を整えられた経緯となります。

12 番桐原委員：無許可で建物を建てた時は行政指導に行かない。今回は行っていない。

事務局：本来行きます。様子を見ていてずっと立っているなど思った段階で、違反転用と判断し、事務局の方から話しをしようかと考えている際に相続の届出がありました。ちょうどいいので転用の関係も併せて申請をするという経緯です。ただ、この相続の届出がなかったとしても、ずっと建っているという状況だと違反になりますので事務局としては、ちゃんと転用の手続の指導を行う予定でした。

13 番鶴田委員：1年経過している

事務局：はい。

1 番小林委員：ずっと建っているとは1年ぐらいであればいいということか。

事務局：いいえ。転用する場合には1年であろうが何であろうが必ず転用の申し出が必要です1年期間限定だと1年間の転用しますという申請書になります。この場合は永年転用になりますので、これからずっとあの建物があるという状況になります。

議長：見た感じ、簡易な小屋で仮設なのかと見られる状況で、実は永続的に使うということですかね。そういう理解ですよ。何となく段々しっかりした建物になっていったとうことですね。

議長：他にご質問よろしいでしょうか。では、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後2時30分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年10月30日

小布施町農業委員会会長

島津忠昭

議事録署名委員

牧 けい子

議事録署名委員

関口美夫